

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和6年3月29日
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
精神・障害保健課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令案について、令和6年1月24日（水）から同年2月22日（木）まで御意見を募集したところ、計5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

このほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	概ね賛成する。加えて、本法・本令の周知が不十分である可能性を指摘する。	改正内容に対する賛同のご意見として承りました。 本令については、公布の際にその内容を自治体宛て周知する予定です。 また、自立支援医療については、令和6年1月9日付け事務連絡において、経過的特例の令和6年4月以降の取扱いを各都道府県及び指定都市宛て周知しております。
2	期限の延長について賛成致します。 実際に対象者の経済環境や収入にも実際に全く変化も生じていないケースがほとんどであるし、障害者の団体や関係者の仰る通りに期間は延長すべきと思います。 障害者は日常生活に支障をきたしています。生活弱者です。精神障害者も昨今は増えております。就労も困難であり収入も得られずお金がかかるからと我慢して病院に行かずに器質性の病気になる方もいます。 医療費の助成や、大病院への選定療養費を対象	改正内容に対する賛同のご意見として承りました。 後段はご意見として承ります。

	<p>外にする、外来や入院の自己負担を無くす、など障害者への全般的な支援や、その対象もさらに拡充して欲しいです。</p>	
<p>3</p>	<p>障害者関連の政策策定にあたり、私たちは障害のある方々に対する深い配慮と、その立場に立った優しい政策の実現を強く希望します。障害を持つ方々は、日常生活や社会参加において多くの困難に直面しています。これらの困難は、単に物理的なバリアだけでなく、社会的・制度的な壁としても存在します。</p> <p>政策策定にあたっては、障害者本人やその家族、支援者の意見を積極的に取り入れ、彼らの生活の質の向上を第一に考えることが重要です。障害者一人一人の状況は異なりますので、多様性を尊重し、個々のニーズに合わせた柔軟な対応が求められます。</p> <p>最後に、障害者政策は、社会全体の利益に資するものであるという認識の下、障害の有無にかかわらず、すべての市民が支え合い、共生できる社会の実現に向けて、皆様のご尽力をお願い申し上げます。</p>	<p>改正内容については、社会保障審議会障害者部会及びこども家庭審議会障害児支援部会において、障害当事者を含む委員の方々にご議論いただきました。</p>